

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中西印刷株式会社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	ページ	公 安 委 員 会	
○地方自治法に基づく収納事務の委託 (会計課)	685	○交番等の所属、名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則	691
○令和7年度3・4月自衛官の募集 (自治振興課)	〃		
○救急病院である旨の告示 (医療課)	687		
○保安林の指定 (丹後広域振興局)	〃	選 挙 管 理 委 員 会	
○保安林の指定予定 ( )	〃	○京都府条例の制定又は改廃等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	〃
○公共測量の実施 (用地課)	〃	○京都府議会の解散等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	〃
○道路の区域変更 (南丹土木事務所)	688	○京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の数	〃
○道路の供用開始 ( )	〃		
公 告			
○一般競争入札の実施 (情報政策課)	〃		
○都市計画法に基づく工事完了 (中丹西土木事務所)	690		

## 告 示

### 京都府告示第482号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の収納に関する事務を委託した。

令和7年10月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指 定 番 号	名 称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
43	株式会社電算システム	岐阜市日置江一丁目58	京都府立都市公園条例(昭和33年京都府条例第16号)別表の2の(その3)並びに京都府立自然公園条例(昭和38年京都府条例第25号)別表行商、募金、案内その他これらに類するものの項、写真の撮影の項、映画の撮影の項及び集会、競技会、展示会、博覧会その他これらに類するものの開催の項に掲げる使用料、手数料並びに京都府府税条例(昭和25年京都府条例第42号)第118条に規定する狩猟税	令 7. 4. 22	令 7. 10. 1

### 京都府告示第483号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定による令和7年度3・4月自衛官(自衛官候補生)の応募資格、受付期間、試験期日、試験場等は、次のとおりである。

令和7年10月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 応募資格

採用予定月の1日現在において18歳以上33歳未満の日本国籍を有する者（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者に限る。）で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条に定める欠格条項に該当しないもの

2 受付場所

(1) 自衛隊各駐屯地及び基地

(2) 次に掲げる場所

- ア 自衛隊京都地方協力本部 京都市中京区西ノ京笠殿町38  
（電話（075）803-0820）  
URL <https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/>  
Email [recruit1-kyoto@pco.mod.go.jp](mailto:recruit1-kyoto@pco.mod.go.jp)
- イ 京都募集案内所 京都市下京区烏丸通六条上る北町181（第5キョートビル1F）  
（電話（075）361-5587）
- ウ 河原町募集案内所 京都市上京区河原町通九太町下る伊勢屋町412（シエモア河原町1F）  
（電話（075）221-3266）
- エ 福知山地域事務所 福知山市駅前町9（春風堂ビル1F）  
（電話（0773）23-0416）
- オ 舞鶴地域事務所 舞鶴市余部下1190  
（電話（0773）63-3272）
- カ 宇治地域事務所 宇治市広野町西裏71の5（S.C OKUBOビル202号室）  
（電話（0774）44-7139）
- キ 亀岡募集案内所 亀岡市古世町西内坪34の26  
（電話（0771）24-4170）
- ク 京丹後地域事務所 京丹後市大宮町周枳1975（ミックビル1F）  
（電話（0772）64-2498）

3 試験科目

筆記試験（国語、数学、地理、歴史及び公民）、作文、適性検査、口述試験及び身体検査

4 受付期間・試験期日及び試験場

受付期間・試験期日及び試験会場 ※1

筆記試験・適性検査（WEB方式）			口述試験・身体検査	
受付期間※2	筆記試験・適性検査期日	試験・検査会場	口述試験・身体検査期日	試験・検査会場
令和7年10月28日（火）まで（必着）	令和7年11月4日（火） ・令和7年11月5日（水） のいずれか1日	任意の場所	令和7年11月8日（土）	陸上自衛隊宇治駐屯地（宇治市）

※1 試験期日等は、状況により変更となる可能性があるため、詳細については自衛隊京都地方協力本部に問い合わせること。

※2 インターネット申込みの場合は、受付期間期日の午後5時まで（必着）

5 採用予定月

採用予定通知書により通知する。

6 問合せ先

自衛隊京都地方協力本部  
京都市中京区西ノ京笠殿町38  
（電話（075）803-0820）



京都府告示第484号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和7年10月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定 期 限
亀岡市立病院	亀岡市篠町篠野田1の1	令 7. 6. 11	令 10. 6. 10
医療法人清仁会 亀岡シミズ病院	〃 〃 広田1丁目32の 15	7. 9. 10	10. 9. 9



京都府告示第485号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和7年10月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 保安林の所在場所

宮津市字岩ヶ鼻小字犀尾坂465、小字犀谷坂482、小字犀ノ尾466、小字犀谷向472、小字犀谷468から470まで、471の1、471の2、474から481まで、483から487まで、499、536、537、10091、小字犀谷道ノ上538

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、宮津市役所においてその関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第486号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和7年10月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 保安林予定森林の所在場所

与謝郡与謝野町字下山田小字ドヤガ谷2032の1、2033、2034、2034の1、2035、2035の乙、2038、小字庄谷7001の2、7002から7004まで、7004の1から7004の3まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小字ドヤガ谷2034(次の図に示す部分に限る。)、2034の1、2035、小字庄谷7001の2・7003・7004（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、与謝野町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第487号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である京都市長から通知があった。

令和7年10月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 測量の地域

京都市全域

2 測量の期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

3 測量の種類  
公共測量（空中写真測量）



京都府告示第488号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和7年10月3日から令和7年10月17日まで縦覧に供する。

令和7年10月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 園部能勢線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
亀岡市畑野町土ヶ畑沢ノ上1から	前	最小 14.5 m	52.0 m
		最大 22.8	
亀岡市畑野町土ヶ畑沢ノ上2の3まで	後	最小 14.6	
		最大 46.5	

4 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第489号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和7年10月3日から令和7年10月17日まで縦覧に供する。

令和7年10月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 園部能勢線
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
亀岡市畑野町土ヶ畑沢ノ上1から 亀岡市畑野町土ヶ畑沢ノ上2の3まで	令和7年10月3日

- (4) 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課
- 2(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 日吉京丹波線
- (3) 供用開始の区間及び予定日

区 間	予 定 日
南丹市日吉町志和賀出合62の1から 南丹市日吉町志和賀出合67の1まで	令和7年10月6日

- (4) 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

**公 告**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和7年10月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 入札に付する事項
  - (1) 業務の名称  
電算室運用業務
  - (2) 業務の仕様等  
入札説明書及び仕様書のとおり
  - (3) 履行期間  
契約日以降で京都府が指示する日
  - (4) 履行場所  
仕様書に指示する場所
- 2 契約条項を示す場所等
  - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等  
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府総合政策環境部情報政策課  
電話番号 (075) 414-4386
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付等
    - ア 交付期間  
令和7年10月3日（金）から令和7年10月28日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。
    - イ 入手方法

窓口で交付するので、アの期間に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和7年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和7年京都府告示第4号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者が次の業務種目に登録されているものであること。  
大分類「情報システム開発等」—小分類「システム運用・管理」
- (3) 入札説明書において指定する提案書を提出した者であること。
- (4) 審査基準日（確認申請書の提出期間の属する年の4月1日をいう。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有する者であること。
- (5) 電算室（メインフレーム機又は複数台のサーバが設置されており、空調機、無停電電源装置、消火設備及び入退室管理装置の設備を備えている室をいう。）の運用管理の業務の実績を有する者で、京都府が発注する電算室運用業務を確実に履行することができるものと認められるものであること。
- (6) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

### 4 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書及び提案書（以下「確認申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間  
2の(2)のアに同じ。  
なお、上記期間以外においても確認申請書等を受け付けるものとするが、この場合には入札参加資格の確認がこの公告に係る入札に間に合わないことがある。
- (2) 提出場所  
2の(1)に同じ。
- (3) 提出方法  
ア 持参により提出する場合  
提出期間中の午前9時から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に提出すること。  
イ 郵送により提出する場合  
書留郵便で提出期間内に必着のこと。

### (4) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

### (5) その他

- ア 確認申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。
- (ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先  
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府総務部入札課  
電話番号 (075) 414-5428
- (イ) 原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。
- (ウ) 提出期限  
令和7年10月17日（金）午後5時  
なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

### 5 入札手続等

#### (1) 入札及び開札の日時、場所等

- ア 日時  
令和7年11月14日（金）午前11時
- イ 場所  
京都府庁旧本館2階特別参与室（総合政策環境部）
- ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等
- (ア) 受領期限  
令和7年11月13日（木）
- (イ) 提出先  
2の(1)に同じ。
- (ウ) その他  
郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。
- エ 開札に立ち会う者  
開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (2) 入札の方法  
持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。
- (3) 入札書に記載する金額  
入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「電算室運用業務」の金額とし、入札書に記載する金額には、一切の経費を含めること。  
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係

る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 確認申請書等を提出しなかった者のした入札
- ウ 確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- エ 入札書の受領期限までに到着しない入札
- オ 委任状を持参しない代理人による入札
- カ 記名押印を欠く入札
- キ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札をした者のした入札
- ク 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札
- ケ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札
- コ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
- サ その他入札に関する条件に違反した者のした入札

#### (5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

#### (6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

#### (7) 契約書作成の要否

要する。

#### 6 入札保証金

免除する。

#### 7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

#### 8 契約保証金

落札者は、契約金額の導入業務委託分100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることがで

き、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

#### 9 その他

- (1) 1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:  
Operation business for computer room
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification:  
5:15 PM on Tuesday, October 28, 2025
- (3) Bid opening:  
11:00 AM on Friday, November 14, 2025  
Place of meeting:  
Department of Comprehensive Policy and the Environment Conference room, 2nd Floor, Former Main Building of the Kyoto Prefectural Government
- (4) Contact point for the notice:  
Information Policy Division, Kyoto Prefectural Government  
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570  
TEL: (075) 414-4386



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年10月3日

京都府知事 西脇 隆俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
福知山市字長田小字蛇池2137の2、2146の2、2146の4、2147、市有地  
（関連区域）  
福知山市字長田小字蛇池2139の1、2144の1の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称  
舞鶴市行永東町35の5  
株式会社総進建設工業

公 安 委 員 会

交番等の所属、名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月3日

京都府公安委員会  
委員長 在 田 正 秀

京都府公安委員会規則第12号

交番等の所属、名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則

交番等の所属、名称、位置及び所管区等に関する規則（昭和30年京都府公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1八幡警察署の橋本交番の項位置の欄中「橋本北ノ町」を「橋本焼野」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月7日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第70号

京都府条例の制定又は改廃及び京都府の事務の執行に関する監査の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和7年10月3日

京都府選挙管理委員会  
委員長 多 賀 久 雄

41,098人

京都府選挙管理委員会告示第71号

京都府議会の解散並びに京都府の知事、副知事、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員並びに教育委員会の教育長及び委員の解職の請求に要する選挙人名簿に

登録されている者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和7年10月3日

京都府選挙管理委員会  
委員長 多 賀 久 雄

356,862人

京都府選挙管理委員会告示第72号

京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和7年10月3日

京都府選挙管理委員会  
委員長 多 賀 久 雄

北 区	29,679人
上 京 区	20,742人
左 京 区	40,467人
中 京 区	29,491人
東 山 区	9,186人
山 科 区	35,772人
下 京 区	21,546人
南 区	27,339人
右 京 区	53,142人
西 京 区	39,719人
伏 見 区	73,331人
福 知 山 市	20,463人
舞 鶴 市	21,038人
綾 部 市	8,730人
宇治市及び久世郡	54,211人
宮津市及び与謝郡	10,702人
亀 岡 市	24,019人
城 陽 市	20,778人
向 日 市	15,559人
長岡京市及び乙訓郡	27,159人
八 幡 市	18,944人
京田辺市及び綴喜郡	23,590人
京 丹 後 市	14,182人
南丹市及び船井郡	11,934人
木津川市及び相楽郡	33,250人